

議案第11号

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年2月20日提出

新居浜市長 石川勝行

新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例

新居浜市中小企業振興条例（昭和59年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第5条第2項中「固定資産評価額」を「固定資産税の課税標準額」に改める。

第6条の2第1項中「高品質・高性能化のために新製品の研究開発を行うとき又は」を「高品質化又は高性能化のために」に改め、同条第2項中「次の各号に定める額」を「200万円を限度」に改め、同項各号を削る。

第8条第1項中「又は」を「、又は」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

（インターネットショップ等活用販路拡大事業に対する補助）

第11条の2 市長は、別に定める中小企業者等がインターネットショップ（インターネット上において商品の販売又はサービスの提供を行う店舗をいう。）及びインターネットショッピングモール（インターネットショップの集合体をいう。）を活用して商品又はサービスの販路拡大のための事業を行ったときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、20万円を限度とする。

第12条の見出し中「先端機器導入事業」を「生産性向上機器導入事業」に改め、同条第1項中「経営の近代化のために先端機器」を「生産性向上に資する機器」に改め、同条第2項中「のうち100万円を超えた部分の額の100分の5」を「の100分の10」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(人材確保事業に対する補助)

第13条の2 市長は、中小企業者が人材確保を図るため、ウェブサイト（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）を利用する方法により求人情報を発信する事業を行ったとき、又は市外で開催される合同企業説明会等（市長が別に定めるものに限る。以下この条において同じ。）に出展したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) ウェブサイトを利用する方法により求人情報を発信する事業を行ったとき 20万円

(2) 市外で開催される合同企業説明会等に出展したとき 30万円

第14条を次のように改める。

(労働環境改善事業に対する補助)

第14条 市長は、中小企業者等が従業員の労働環境改善のための事業を行ったときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を受けることができるものは、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額が100万円以上であったものとし、その補助金の額は、当該市長が必要と認める額の100分の10以内とし、500万円を限度とする。

第14条の次に次の1条を加える。

(女性活躍環境整備推進事業に対する補助)

第14条の2 市長は、中小企業者等が女性の活躍を推進する環境を整備するための事業を行ったときは、当該中小企業者等に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、当該事業に要した経費のうち市長が必要と認める額の100分の50以内とし、200万円を限度とする。

附則第1項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の新居浜市中小企業振興条例の規定により補助金の交付の決定を受けている中小企業者等及び補助金の交付申請を行っている中小企業者等については、改正後の新居浜市中小企業振興条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

中小企業の振興事業に対する補助制度の見直し及び新設を行うとともに、平成31年度まで補助期間を延長することにより、本市の中小企業の生産力向上、人材確保等の支援の拡大を図るため、本案を提出する。